

講 座	法政理論、比較国際法政、 公共法政、司法政策、 地域公共政策コース
専門科目	税法

以下の全ての問いに答えよ。

第 1 問

以下の問題について、適用条文ないし理由を明示して答えよ。なお、適用条文は、所得税法・法人税法および、その下の施行令・施行規則に限る。

- (1) 譲渡所得課税の意義および趣旨について、判例・通説の立場を明確にしながらか説明せよ。
- (2) 個人 A は、2000 年 1 月に 3000 万円で土地を購入した。2010 年 12 月には当該土地の時価は 6000 万円となっていた。2010 年 12 月に A は、当該土地を個人 B に無償で譲渡した。A の譲渡所得および B の取得費について述べよ。
- (3) 上記 (1) の状況下で、B が「個人」ではなく「法人」であった場合について、A の譲渡所得について述べよ。
- (4) 個人 A は、2000 年に 3000 万円で土地を購入した。2010 年 7 月 1 日に A が死亡したため、その唯一の法定相続人である個人 C が当該土地（相続時の時価 6000 万円）を相続した。A の譲渡所得および C の取得費について述べよ。
- (5) 上記 (4) の状況下で、C が限定承認を行った場合について、A の譲渡所得および C の取得費について述べよ。

第 2 問

自動車製造業を営む法人 T が存在する。T 社の発行済み株式は、普通株 100 株のみである。T 社の株主には、個人株主 P (1 株保有)、法人株主 Q (1 株保有) および、法人大株主 R (30 株保有) がいる。いま、法人 T が帳簿価格 150 万円、時価 550 万円の X 社株 (X 社は T 社の非関連会社である) を各株主に現物配当したとする (T 社株 1 株につき、X 社 1 株を現物配当)。

この場合の法人 T、個人 P、法人 Q、法人 R への課税関係について、適用条文ないし理由を明示しながら論じよ。なお、適用条文は法人税法およびその下の施行令・施行規則に限る。

以上